第**1248号** AFN-1248



1994年1月17日創刊 毎週発行 葵総合経営センターだより週刊版

H30. 12/25 (火)

## 『2兆円超の消費税引き上げ対策 政府が9項目の基本方針公表』

報道によると**政府は先般、消費税率引き上げに伴う以下の対策9項目を公表した。**予算規模は2兆円を上回るとの見方もある。1) プレミアム付き商品券の発行: 低所得者や0~2歳児のいる世帯に自治体が発行。額面2万5000円の券を2万円で購入できる。利用は発行自治体内で、大型店でも可能。2) キャッシュレス決済時のポイント還元: クレジットカードやQRコード等で決済すると、購入額の5%が次の買い物で使用できる。中小店限定で、2020年夏まで実施。3) 自動車、住宅購入者への税・予算措置:自動車税の軽減、住宅ローン減税の拡充。省エネ・耐震機能に優れた新築住宅の購入・改修へのポイント付与。4) 個人番号カードへのプレミアムポイント: 終了後の一定期間、地域の商店等で使える「自治体ポイント」をカードの保有者に付与。5) 防災・減災、国土強靭化計画: 重要インフラを緊急点検し、2018~20年度で集中的に実施。6) 商店街の活性化7) 幼児教育の無償化、年金生活者支援8) 軽減税率制度9) 増税時の柔軟な値上げを促す指針策定いずれも予算措置や税制の見直しを要し、当初予算の編成過程で詳細を詰める。2) については、現金のみで商売する地域商店の衰退に拍車がかかるとの不安も広がっている。

## 『H29年度法人税等調査事績 海外取引法人等の申告漏れ増加』

国税庁はこのほど、平成29事務年度法人税等の調査事績の概要を公表した。今回実地調査をした中での非違のあった法人は7万3千件(前年並み)で、申告漏れ所得金額は9,996億円(前年同比120.9%)、追徴税額は1,948億円(同112.4%)だった。法人消費税の追徴税額(748億円:同95.3%)、源泉所得税等の追徴税額(304億円:同108.3%)は前年から大きくは変わらず、消費税不正還付請求の追徴は257億円(同86.8%)と減少した。

増加したのは海外取引関連で、海外取引先への手数料水増し計上等の不正計算等による非違が4千5百件(同134.9%)、申告漏れ所得金額は3,670億円(同155.1%)となった。非居住者や外国法人への支払いについての追徴課税は78億円(同184.1%)に上った。不正発見割合の高い業種ランキングは、昨年同様「バー・クラブ」「外国料理」「大衆酒場、小料理」のベスト3のほか、4位に「その他の飲食」6位に「その他の道路貨物運送」が浮上した。また組織区分別では、「財団・社団法人」の1件当たりの申告漏れが66,261千円(前年対比814%)、不正1件当たりの不正所得金額も前年対比794.2%と急増している。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます



## <冬期休業のご案内>

平成30年12月30日(日)から平成31年1月4日(金)まで休業させていただきます。 次回の発信は1月7日(月)の1249号です。よろしくお願いいたします。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号 (葵総合税理士法人)

TEL: (052) 331-1768 FAX: (052) 332-5282

[Homepage] http://www.aoi-cms.com/ [e-mail] aoi@aoi-cms.com

葵総合経営センター